

都道府県意見照会及びパブリックコメントへの 主な意見及び考え方

令和 8 年 4 月 14 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【審議事項：豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案】

意見①: 防疫措置及びその後の農場管理等において、個々の経営及び生産活動に不要な負担を強いることが無いよう制度を設計するとともに、その円滑な実施について自治体及び関係者を適切に指導すること。（パブリックコメント）

考え方: 防疫措置の完了（患畜及び疑似患畜のと殺及び殺処分、患畜及び疑似患畜の死体の処理、汚染物品の処理並びに 3 回目の畜舎等の消毒が完了していることをいう。）後であれば、臨床症状が認められない豚等についてはと畜場への出荷や肥育農場への移動することも可能とするなど、まん延防止を図りつつ、発生農場の経営及び生産活動に不要な負担が生じることの無いように運用を検討しました。防疫指針の変更点等について都道府県や関係者に対して丁寧に説明し、発生時の防疫措置が円滑に実施できるよう努めてまいります。

意見②: 安定的な経営維持の観点から、殺処分はまん延の防止に必要な範囲で行うこととし、やむを得ず殺処分される豚への手当金や安心して経営を維持・継続するための家畜防疫互助事業などにより発生農家へ十分な支援を行うこと。ただし、選択的殺処分の範囲の確定に当たって、豚群の免疫付与状況等を科学的に評価し、続発やまん延の防止のために必要と考えられる場合は、全頭を対象とすることを含めた適切な対策を講じること。（パブリックコメント）

考え方: 選択的殺処分は、まん延防止のために必要な豚等のみを殺処分するものです。家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づきと殺された患畜及び殺処分された疑似患畜に対する手当金の交付や、家畜防疫互助事業による支援は引き続き行われます。また、発生農場が適切にワクチン接種を実施していないと認められる場合には殺処分対象を全頭とすることも可能としています。

意見③: 殺処分後の防疫措置及び農場管理については、適切かつ実施可能な措置・管理となるよう生産者と連携しながら、生産者及び自治体を丁寧に指導すること。万一、殺処分の追加が必要になった場合も、経営の安定のため十分な支援を行うこと。(パブリックコメント)

考え方: 殺処分されない豚が存在する中での防疫措置やその後の飼養管理が適切に実施できるよう、生産者の意見も伺いながら、Q&A等の参考資料を作成し、生産者や都道府県などの関係者に対して、丁寧に変更点等を周知してまいります。また、殺処分の追加が必要となった場合も含め、発生農場が安心して経営継続できるよう、手当金の交付等の支援を行います。

意見④: 風評等によりと畜場への出荷や農場間の生体移動等が阻害されることが無いよう特に留意すること。(パブリックコメント)

考え方: 選択的殺処分の導入に当たっては、科学的見地から十分議論を重ねた上で、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚等は一定の管理を行うことにより、まん延リスクにはならないとの結論を得たところです。このことについては、Q&A等において示した上で、と畜場等、関連事業者に対しても丁寧に情報提供を行い、風評等により不利な扱いを受けることが無いよう、対応してまいります。

意見⑤: ワクチンの管理に当たって、ワクチン接種プログラムに基づく接種が適切に行われているか確認し、ワクチンの横流しを防止するため、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の使用済みワクチンの確認は必ず必要であり、記載を検討いただきたい。(都道府県)

考え方: 防疫指針の一部変更後も、ワクチンを厳格に管理することには変わりはありません。今回の改正では都道府県による使用済みのワクチンの確認のみを求めないこととしましたが、知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者の報告等により、使用したワクチンの数量を把握いただきます。なお、知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者に対しては、ワクチンの譲渡、引渡しを行わないこと等を要件に、法第50条に基づき豚熱ワクチンの使用が許可されており、要件違反が確認された場合には、ワクチンの使用許可の取り消しや、知事認定獣医師の認定、登録飼養衛生管理者の登録が取り消されることとなります。

意見⑥：生産者に全頭殺処分と選択的殺処分のどちらがよいか意向を聞き取り、農場ごとに全頭殺処分と選択的殺処分のどちらかを選択できる制度を検討いただきたい。(都道府県)

考え方：全頭殺処分、選択的殺処分にかかわらず、法に基づき実施すると殺又は殺処分は、豚熱のまん延防止という公益上の目的から実施するものであり、生産者の経営判断で選ぶことは適当ではありません。

意見⑦：殺処分の範囲について、「その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等」の例示をすべき。(パブリックコメント、都道府県)

考え方：殺処分の範囲については、Q&Aにおいて具体的な例を示しますが、まん延防止のため、畜房単位や畜舎単位で殺処分が必要と考えられる場合に、殺処分しなければ適切なまん延防止措置を講じることができない豚等が該当し得ると考えています。

意見⑧：発育不良の豚はどんな農場でも一定数発生するものであり、その原因は豚熱とは限らず、複合的な要因で起こり得るため、遺伝子検出検査を行い、豚熱に感染していることを確認するなどの追加措置が必要なのではないか。(都道府県)

考え方：発育不良に陥った豚等を殺処分対象とするのは、豚熱感染が疑われるからではなく、発育不良により免疫が幼弱であり、ワクチン免疫が付与される可能性が必ずしも高くないと考えられることによります。このため、患畜確認時点における豚熱感染の有無にかかわらず、監視期間中に豚熱に感染し、まん延リスクとなることのないよう、殺処分を行う必要があると考えております。

意見⑨：拡散状況確認検査の実施者は、患畜飼養場所や患畜に接した人、物品等からの交差汚染防止対策が必要であり、当該検査を実施する者がウイルスの拡散要因となることを防ぐための措置が必要ではないか。(都道府県)

考え方：ご意見の通り、拡散状況確認検査実施時の交差汚染防止対策は重要と考えています。このため、消費・安全局長が別に定める防疫指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項において、交差汚染防止対策の実施について記載することといたします。

意見⑩：拡散状況確認検査について、遺伝子検出検査を行う対象に臨床症状を呈していない豚も追加するべき。(都道府県)

考え方：ワクチン接種農場における発生事例から得られた知見を踏まえて議論した牛豚等疾病小委員会において、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚等は感染拡大リスクにならないとの結論を得ています。拡散状況確認検査は発生農場において感染拡大リスクである豚等を摘発し、殺処分対象を把握することを目的としていますので、感染拡大リスクとならない無症状の豚等について遺伝子検出検査を行う必要性は低いと考えます。

意見⑪：豚熱発生時により農場内へのウイルスの侵入が認められた以上、全ての飼養豚において感染するリスクがあるため、緊急ワクチン接種の対象を拡大するべきではないか。(都道府県)

考え方：緊急接種は、免疫を追加的に付与できる可能性がある一方、注射針を介したウイルス伝播等のリスクが生じることについて、牛豚等疾病小委員会において議論されたところです。議論を踏まえ、対象はウイルスに暴露する可能性のある豚等に限定することとされました。

意見⑫：発生農場内で殺処分豚と生存豚が共存する中で、堆肥の取り扱いルールについて、農水として一定の指針を示してほしい。(パブリックコメント)

考え方：排せつ物（堆肥を含む。）の取扱いなど、防疫措置における基本的な考え方や具体的な対応方法については、今後、農林水産省からQ&A等の啓発資料を作成し、丁寧に関係者に周知してまいります。

意見⑬：防疫措置完了の考え方を明記すべき。(都道府県)

考え方：御意見を踏まえ、患畜及び疑似患畜のと殺及び殺処分、患畜及び疑似患畜の死体の処理、汚染物品の処理並びに3回目の畜舎等の消毒が完了していることを防疫措置の完了とすることについて、防疫指針本文に明記します。